地域包括ケアシステムと生活支援体制整備事業の役割

地域包括ケアシステム

①地域包括支援センター，社会福祉協議会，総社市が各ケア会議の事務局と構成員を担い，ケア会議ごとの検討課題や意見を共有できる体制として構築

事務局：総社市 ＜制度設計＞

総社市地域包括ケア会議

1. 地域における多様な社会資源の総合調整。
2. 高齢化対策や制度改正による体制整備を検討。

社会福祉協議会　地域包括支援センター

事務局：社会福祉協議会 ＜地域福祉の推進役＞

圏域地域包括ケア会議

第2層協議体

1. 多様な関係者主体の定期的な情報共有及び連携，協働による取組を推進する。
2. 地域性のある生活支援サービスのニーズを集約する。

総社市　地域包括支援センター

事務局：地域包括支援センター ＜地域の要＞

小地域ケア会議

1. 地域に即した支援体制を総合的に調整・推進する。
2. 地域における課題を共有し，解決にむけた手段を協議する。

総社市　社会福祉協議会

個別ケア会議　ケース会議　ケース会議　個別ケア会議

地域包括支援センター

②各地域包括支援センターが個別ケア会議の開催による介護予防の推進や地域課題の把握により機能強化し，地域との連携を強化，自立支援に資する活動を推進する。市民の在宅生活をサポート。

＜連携の核＞

生活支援コーディネーター

③関係者間の情報共有や社会資源の把握，資源開発とサービス提供主体間の体制づくりなどネットワークを構築する。

ニーズとサービスの調整

生活支援サービス検討委員会（検討部会）

第1層協議体

生活支援サービスの構築とサポーターの人材発掘

④生活支援サービスに関する研究検討，開発提案，具体的な取り組みに向けた協議をする役割

既存のシステムと制度改正に伴う体制を整備するために①～④の役割を担う